

第38回(法定第13回)新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

日時:令和3年3月19日(金) 午後1時15分 ~ 午後2時10分

場所:庁議室

1 開会

2 議題

(1)緊急事態宣言の解除について

◎健康推進部長

- ・所沢市内の感染状況は、第1波、第2波と比較すると第3波は感染者数が多かったが、最近は落ち着いてきている。
- ・政府は3月18日に一都三県に発令している緊急事態宣言を、21日に解除することを決定した。
- ・感染再拡大防止対策として、5つの対策が国から示されている。
 - ①飲食店の対策
 - ②変異ウイルス対策
 - ③PCR検査の強化
 - ④ワクチン接種の推進
 - ⑤医療提供体制の充実
- ・埼玉県では、リバウンドの防止に注力するため、宣言解除後も営業時間短縮要請などの対策を継続する方針であり、正式には本日(19日)行われる県の本部会議により決定される。

(2)各部等の対応について

◎健康推進部長

- ・埼玉県内の感染者発生状況は下げ止まりの状況。変異ウイルスの感染も確認されていることから、『市としては国・県の方針も踏まえつつ、段階的に制限を緩和していくこと』が市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者の話し合いで決定された。

各部の対応	
経営企画部	・男女共同参画推進センターは県の協力要請等に応じた対応を予定
総務部	・必要な行政機能を維持することを前提とした出勤者の削減 ・通勤時等、人との接触機会の低減 ・勤務中における基本的な感染防止対策の徹底 ※午後8時以降に基本的に時間外勤務を命じない対応は解除する
市民部	・まちづくりセンター(コミュニティ系施設含む。)、所沢駅東口市民ギャラリー、市民文化センターは県の協力要請等に応じた対応を予定 ・斎場は県の協力要請等に応じて、通夜に伴う会食の終了時間変更

	の対応を行う
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと福祉の未来館は県の協力要請等に応じて対応し、貸出施設等の利用定員を約半数に制限する ・老人福祉センター・老人憩の家は、全ての対象施設を開館するが、浴場、カラオケ等の中止や人数制限を実施する ・所沢サンアビリティーズは施設の屋根・外壁工事のため貸館業務休止中（3月31日まで）であるが、4月1日以降は、緊急事態宣言期間前（令和3年1月11日時点）の利用方法とする。（貸出施設等の利用定員を約半数に制限、歌・息を吹く楽器不可、談話スペース・シャワーの使用不可）
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は家庭保育の協力依頼は行わず、感染防止対策を徹底した上で、事業実施 ・地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、こども支援センターは感染防止対策を徹底した上で、事業実施 ・障害児施設（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等）は、事業の自粛等は行わず、引き続き、感染症防止対策を徹底した上で事業継続 ・児童館、地域子育て支援拠点事業について一般来館は、事前予約や人数制限を継続する ・地域子育て支援拠点事業（ひろば・つどい事業）は、分散（グループを分割）するなど感染防止対策を徹底した上で、事業実施 ・地域子育て支援拠点事業の相談業務は継続する ・児童クラブは、感染防止対策を徹底した上で、通常どおり実施 ・児童館生活クラブ、市立児童クラブ、民設民営児童クラブの保護者に対し、緊急事態宣言の期間において、可能な範囲で利用を控えるように依頼していたが、緊急事態宣言終了に伴い失効。児童や職員に感染者が出た場合は、従来通り臨時休所、登所自粛要請等を行う ・保育園、認定こども園、地域型保育事業について家庭での保育が可能な場合は登園を控えるよう、任意の協力依頼を保護者宛に発出していたが、緊急事態宣言終了に伴い失効。園児や職員に感染者が出た場合は、従来通り臨時休園、登園自粛要請等を行う ・公立園の卒園式の対応：規模を縮小して開催
環境クリーン部	<ul style="list-style-type: none"> ・FCVのイベント等への貸出については、感染防止対策や注意喚起の徹底を主催団体に依頼した上で、事業を実施する
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーク所沢は開館時間を午後9時までに変更 ・とことこ市3月中の開催は中止し、4月以降の開催は今後検討していく ・正しい感染予防策を市内飲食店に対して研修する「安全・安心な

	店舗支援事業」の開始
街づくり計画部	・従来どおり新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする市営住宅の家賃の減免を行う
建設部	・東所沢公園内「武蔵野樹林パーク」営業終了時間を当面午後9時とする ・公園内のイベント等については、当面の間、密集、密接の回避、感染防止対策等を注意喚起したうえで、利用していただく ・公園の遊具施設に、「感染拡大防止対策」の看板を設置
教育総務部	・各公民館、小手指公民館分館の利用制限等の緩和 ・図書館（本館・7分館）は利用サービスの一部制限を緩和するが、飲食コーナーの利用制限は継続する ・市民体育館、市民武道館、地区体育館、総合運動場の利用制限等の緩和。学校体育施設は開放するが、対外試合は禁止とする。 ・生涯学習推進センターは県の協力要請等に応じた対応とし開放する ・各民俗資料館における団体見学は事前相談が必要 ・埋蔵文化財調査センターは見学のエリア制限を解除 ・3月20日に令和2年度「第74回所沢市成人のつどい」を開催
学校教育部	・濃厚接触者をつくらない基本的な対策を徹底することを前提とする ・学校行事（卒業証書授与式、入学式、修了式・始業式含む）は感染症対策を徹底して行う

◆決定事項

県の方針を踏まえつつ、各部においては段階的に制限を緩和していく。

(3) イベントの考え方について

◎健康推進部長

- ・県の方針を反映させたものを、22日を目途に公表したい。

◆決定事項

健康推進部において案を作成し、22日を目途に公表する。

(4) 市長メッセージについて

◎健康推進部長

- ・緊急事態宣言解除に伴う市長メッセージを作成し、22日を目途に公表したい。

◎危機管理監

- ・市長メッセージについては、防災行政無線による放送と、広報車による巡回広報を継続していくので、各部には引き続き車両や人員の協力を願いたい。

◆決定事項

県の方針を反映させたものを、22日を目途に公表する。また広報活動を継続して

実施する。

(5)新型コロナワクチン接種について

◎健康推進部長

- ・ 広報ところざわ4月号にワクチン接種について記事を掲載する。
- ・ 4月中に届くワクチンは約1,500人分であり、接種対象者は限定される。本格的な高齢者に対する接種は5月以降になると思われる。

(6)その他

◎所沢中央消防署長

- ・ 埼玉西部消防局で行っている消防車両による巡回広報は緊急事態宣言解除を受けて21日で終了する。

◆次回会議予定

- ・ 未定

3 閉 会